

工 事 技 術 検 査 基 準

〔平成30年3月23日〕
〔29技管第624号〕

（目的）

- 1 本技術基準は、「工事技術検査要領（平成30年3月23日付29技管第623号）」（以下、「技術検査要領」という。）の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

- 2 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

（技術検査の種類）

- 3 技術検査は、工事の施工期間中及び完成時において実施するものとする。

（技術検査の実施時期）

- 4 技術検査の実施時期は、工事請負契約の事務処理要領28条に基づき実施する検査時とする。

（工事実施状況の技術検査）

- 5 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（出来形の技術検査）

- 6 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（品質の技術検査）

- 7 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（出来ばえの技術検査）

- 8 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的な評価を行う。

（技術検査の方法）

- 9 5から8で実施する技術的な評価は、別に定めるところにより行うものとする。

【参照】別に定めるところ－請負工事成績評定要領の運用

附則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。